

インターネットで買い物するときは

最近、インターネットの普及に伴い、パソコンなどを利用して簡単に商品を購入できるインターネット通販を利用する人も増えています。

このようなインターネット通販をはじめとする電子商取引の拡大により、電子的な方法を使った新たな契約方法が現れ、これらの契約をめぐるトラブルも増えています。

法律の概要 電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済

電子契約において、消費者が申込を行う前に消費者の契約内容などを確認する措置を業者側が講じない場合、操作ミスによる消費者の申込は無効になります。

対象となる電子契約とは？

電子的な方法により締結された契約のうち、事業者・消費者間のもので、パソコンなどを利用して消費者の申込が事業者の設定した画面上の手続きに従って行われる契約が対象になります。従ってインターネット通販や専用端末・専用線を使った電子契約が主な対象で、インターネットオークションなどの消費者間での取引は対象となりません。



例えば

インターネット通販で商品を1個注文するつもりが、パソコン操作を誤って11個と入力された場合、最終的な申込となるボタンを押す前に、申込内容を表示し、そこを訂正できる機会を与える画面を設定しない限り、申込は無効となります。

注意点

- 電子商取引に慣れた消費者が、自ら確認装置が必要ないと積極的に選択した場合、本法は適用されません。
- この法律は、行政規制立法と異なり、民事的なトラブル解決を目的としています。規定の解釈は、個々の事例に応じて、裁判所が判断することになります。



施行日

この法律は、平成13年6月29日に公布され、平成13年12月25日に施行されました。施行以降に締結された契約より適用となります。